

傷病手当金を請求される方へ

シャープ健康保険組合

下記の注意事項をよく確認した上で、請求してください。

支給を受けられる条件（以下の要件をすべて満たすことが必要です）

1. 病気やケガのための療養であること
2. 療養のため今までの仕事につけないこと
3. 3日以上連続して仕事を休んだこと

（連続した3日の待機期間をおき4日目から支給されます。[有休も待機期間に含む]）

4. 給料の支払いがないこと

※業務上/通勤途上/交通事故等第三者行為によるものは傷病手当金の対象にはなりません。

支 給 期 間

支給開始日より2年間（傷病手当金1年6カ月 延長傷病手当金6カ月）

請 求 期 間

特に規定はありませんが、傷病手当金は休業保障を目的とした給付であることから、できるだけ1カ月単位で請求してください。

提 出 期 限・支 払 日

毎月15日までに健康保険組合に到着した分に関しては、審査後、翌月給与で支給します。（給与口座）

※ただし、書類記載不備や、内容審査によっては、支給が遅れることがあります。

提 出 先

管轄の総務部（管理部）

注 意 事 項

1. 記入もれ・間違いがないか確認してから提出してください。（不備の場合は返送いたします。）
2. 訂正箇所がある場合、訂正印を押印ください。医師の記入欄の訂正は、医師の訂正印が必要です。
3. 必ず事実を記入してください。

（虚偽の申請があった場合、支給済の傷病手当金は返納請求いたします。）

4. 未来の日付の請求はできません。
5. 支給される期間は、本人の申請期間、会社の労務に服しなかった期間、医師の証明期間の合致した期間となります。

〔障害年金・老齢年金について〕

障害年金・老齢年金を受給の場合は、傷病手当金との差額調整を行い、延長傷病手当金は支給されません。

老齢厚生年金及び、障害厚生年金等の受給がある場合は、「年金証書」又は「年金振り込み通知書」のコピーを添付して下さい。

傷病手当金は、病気やケガで会社を休んで治療の必要があるという医師の意見を参考にして、健康保険組合が認めた場合のみ支給されるものです。請求書を提出されても、健康保険組合の支給基準を満たしていない場合には支給されません。

尚、傷病手当金の請求に疑義が生じた場合、書面・電話・面談による厳正な審査や、関係機関に対する照会などを実施します。